

第5章 特許侵害訴訟におけるアメリカ法と日本法との比較

「特許侵害訴訟におけるアメリカ法と日本法との比較」

1. はじめに

わが国の知的財産関連法は、特許法を中心にめまぐるしく改正が行われたが、平成11年改正で、いわゆる工業所有権4法の大きな改正は収束したものと思われる。

これら一連の改正は、経済的・産業的諸事情、法律の有効活用や利用のし易さ（ユーザー・フレンドリー）等がその背景であるとともに、諸外国の法制度との調和を企図したもの、すなわちハーモナイズを目指した改正でもあった。

それゆえ、これら一連の改正の要因・背景の検証は、今日のわが国特許法の理解・解釈に際し有用である。

さりとて、改正に影響を与えたであろう要因全てを挙げることは困難であり、かつ本稿の目的でもない。

前述のごとく、わが国特許法が世界的にハーモナイズされた今日、これまでの改正に最も影響を与えたであろう要因として、アメリカ、ないしはアメリカ法を挙げができる。

なぜなら、アメリカは、80年代に入り、70年代までのアンチパテント政策からプロパテント政策に転じ、これに伴ってとられた国内的諸政策、および対外的諸政策と、わが国特許法の改正が時期・内容共に一致するからである。これは、当時のマスコミが報じたところでもある。

かかるプロパテント政策、国内的には連邦巡回控訴裁判所（CAFC）の設立が、対外的には包括貿易法による通商法スーパー301条やスペシャル301条、関税法337条の強化等を背景に知的財産権の保護レベルの強化の貿易相手国（いわゆる二国間交渉）への要求、GATT-TRIP等のいわゆる多国間交渉においての特許の対象範囲の拡大、特許の存続期間の延長等保護レベルの向上の主張、等が挙げられる。

これら一連の諸政策は、アメリカ特許法に少なからず反映されていると考えられるが、二国間、多国間の交渉を通じわが国特許法の改正に対しても反映している。

ところで、特許は勿論、知的財産全般にわたりその争訟の中心は侵害である。このことは、特許法が発明者保護（発明者に対する報酬）としての役割と新しい技術情報を得ることにより、期待可能性の大きい市場への投資の判断材料とし、これによって社会に利益をもたらさんがためにあり、この実現が、発明の開示と引き替えに、発明者に対し一定の独占（monopoly）を与えることによってはかられており、この実現がアメリカ、日本を問わず各国特許法の共通した使命だからである。

本稿は、アメリカ法と日本法を特許侵害訴訟の観点から比較し、これを通じてアメリカ法研究の切り口を形成をはからんとするものである。

2. アメリカ特許制度の概要

設題とした侵害訴訟におけるアメリカ法と日本法の比較の前提として、アメリカ法の全体像を概観する

(1) アメリカ特許法史

多くの米国法が歴史的に英国法に基づいているが、米国特許制度も例外ではなく、特にコモン・ローの影響を強く受けている。

アメリカにおける特許制度の必要性は、新天地アメリカは、熟練工や生産業者を定住させる必要があり、これがために奨励金、賞金または助成金を与えたことに特許制度の萌芽を見ることができる。⁽³⁾

独立前のアメリカでの具体的特許としては、マサチューセッツ植民地における1641年の塩精製方法特許が挙げられる。⁽⁴⁾

この段階の特許制度は、英國法に基づき各植民地単位で形成されたものであった。これは、独立戦争後に結ばれた連合規約に特許についての定めがなく、しばらくは独立後の各州に各植民地での制度が引き継がれた。⁽⁵⁾

したがって州法としての特許法は存在すれどもアメリカ独自のものとしての特許法はなかった。加えて、本国であるイギリスの植民地政策によって、産業の発達は極めて抑制されていた。

かかる事態を教訓に、1776年に独立後、1787年に制定した憲法に、「議会は、…科学及び有用な技術の進歩を図るため……発明者に対し……一定の期間、独占を与える権限を有する（第1条第8項第8節）」との条文をおいたのである。⁽⁶⁾

これによって連邦議会が国としての特許法を制定できることとなったのは勿論であるが、憲法が個人に対してその英知の産物を所有する権利を認め、そして、その権利を一定期間保護することが発展に寄与するということを明確に規定したことは、歴史的にも注目すべきことであろう。⁽⁷⁾

前述憲法に基づき、1790年にアメリカ最初の特許法が、ジョージ・ワシントン大統領の署名により成立した。

この特許法、規定はイギリス法に類似するものとされるが、その概要・変遷をまとめると以下のようになろう。

①審査、付与は国務長官、国防長官、司法長官よりなる特許委員会でなされ、特許要件は厳格であった。

②特許要件が厳格過ぎたこと審査官が少人数で兼務であったこと、不特許への不服申し立てができなかったこと、等の理由で審査主義から無審査主義へ移行した（1793年）。⁽⁸⁾

③後に再び審査主義を採用することとなり(1836年)、独立の機関であるアメリカ特許庁(the U.S.Patent Office)が設立されている。この特許法は、1952年に現行特許法が成立するまで何度も改正を受けつつアメリカ産業の振興に寄与するのである。

現行アメリカ特許法の全体像についてはこの後述べる。

(2) 特許の対象

アメリカ特許法は、基本的に三種類の特許付与を想定している。具体的には、①ユーティリティ特許、②意匠特許、③植物特許である。特許法の規定の仕方は、①が原則的特許であり、②・③は別段に定める特許である(35 U.S.C.100)。

ここでユーティリティ(utilty)特許は、機械、電気、化学の分野の方法(process)、機械(machine)、製品(manufacture)、組成物(composition)の発明をいい、これらの改良発明も含まれる。

意匠特許(patent for design)は、製品の芸術的または装飾的概観を保護対象とする特許であり(35 U.S.C.171)、日本の意匠法の保護対象とほぼ一致する。

また、植物特許(patent for plant)は、木、低木、花、などを含む新種の植物の発明・発見無性生殖による植物の再生が保護対象となる特許である(35 U.S.C.161)。

なお、わが国特許法の保護対象は物、方法、物を生産する方法、として規定されている(2条3項各号)。

(3) 特許要件

発明が保護対象のものであることを前提に、アメリカ特許法は一般的特許要件として

①有用性(utilty:35 U.S.C.101)、②新規性(novelty:35 U.S.C.102)、③非自明性(nonobviousness:35 U.S.C.103)を規定している。

アメリカ特許法上の有用性とは、有用かつ合理的な目的を果たしうる特性のことであり、保護対象となる発明の範囲を明確にするため、発明の定義を特許要件という形で規定されている。⁽⁹⁾

産業上の利用可能性を特許要件として規定するわが国特許法29条1項本文に相当する規定といえよう。

アメリカ特許法上の新規性とは、発明がなされる前に国内で他の者に知られたり用いられておらず、国内・国外において特許されたり刊行物に記載されていない状態を

いう。

これがわが国法と決定的に違うのは、新規性の基準時である。アメリカ法が先発明主義を採っているため新規性の基準時が発明完成時であるのに対し、わが法は先願主義を採っており、基準時が出願時である点である。

なお、アメリカ法には新規性に関しこれに加え、出願日が判断基準となる法定拒絶(Statutory Bar:102条(b)・(d)項)が存する。

非自明性とは、発明が前述新規性を満たしているとしても、それと先行技術との差がその業界にとって自明でないことをいう。したがってその発明の属する技術の分野で通常の知識を有する者にとって自明である発明について特許を受けることはできない。

この規定、日本法の29条2項の進歩性とほぼ同様のものとみられる。ただし、必ずしも進歩(advancement)を要しない点において少々異なる概念である、との指摘がある。⁽¹⁰⁾

(4) 特許を受けることができる者

アメリカ特許法は合衆国特許商標庁の職員を除き、特許取得を認める。

ただし、出願できるのは一定の例外(米特117条、118条)を除き、発明者本人に限られる。⁽¹¹⁾

この点日本法は出願は特許を受ける権利を有する者の名においてすることとされており(日特49条6号)、これと比較し米国特許法は、その基本原理である発明者主義を厳格に貫いている。

(5) 特許出願

特許出願において米国特許法の特徴的制度として、仮出願(provisional application)を挙げることができる。

ここで仮出願とは、発明を開示するための最低限必要な書類のみの提出によって出願日を一応認める出願をいう。

既述のように米国特許法は先発明主義採用しており、先願主義のように同一発明の出願競合のために出願を急ぐ必要はない。

しかし、先発明主義下にあっても一般に出願日の早い方が有利であり、迅速な出願手続が要請される一方、出願書類の完全のために相当の時間が必要である場合の多いことも考慮しなければならない。

そこで、米国特許法111条(b)項は、仮出願を認め、出願人の迅速手続に寄与せんと

する。

かかる仮出願、GATTの合意に応じた1994年の法改正で導入されたものであり、以前イギリスで採用されていた制度に類似の制度であるとされる。⁽¹²⁾

仮出願には、発明の内容を記載した書類および必要に応じ図面が必要であるが、クレームの添付は必要とされない。仮出願によるものは審査の対象とはならず、この出願から1年で放棄されたものとみなされ、それ以降は回復されない（米国特許法111条(b)項(5)）。

仮出願から1年以内に通常の出願をすれば仮出願日が通常の出願日であるとの利益が得られる。

わが国特許法に、この仮出願に相当する制度はない。

(6) 継続出願(Continuing Application)

継続出願とは、先の出願と同一の記載内容をもつ第2出願をいい（米特120・121条）、新しいクレームを提出し、その審査請求権を確保するために利用するされる出願制度である。⁽¹³⁾

先の出願に記載されたならば新規事項に当たるものを含むことはできないが、一定の要件を具備していれば先の出願出願日利益を得ることができる。先の出願が存続するものと、先の出願が放棄されたものとみなされるものとがある。

日本法では、44条の分割出願が類似する制度であろう。

(7) 抵触審査(interference)

抵触審査とは、出願相互間または出願と特許の間で、抵触するクレームが存在する場合、いずれの発明者が先に発明したか、すなわち先順位性(priority)を、一定のルールによって決定する手続、およびこれに対象となったクレームの特許要件存否の判断の手続をいう。⁽¹⁴⁾

抵触審査は、米国特許商標局(USPTO)の3名の審判官によって構成される特許控訴抵触審判部が行う。

アメリカ特許法が先発明主義をとっているがゆえに存する制度である。したがって先願主義をとるわが国特許法にこれに該当する制度はない。

(8) 先行技術開示義務

出願人は、特許出願時または出願から3月以内にUSPTOに対し、出願にかかるクレームの発明の特許性に密接に関連した先行技術を示した書面を提出しなければなら

ない (Rule § 1.56 § 1.97)。

この書面 (IDS(Infomation Disclosure Statement))には、先行技術のリストを記載し、開示した文献など先行技術とクレームに記載の発明との関連性に簡潔な説明文をつけ、文献など先行技術の写しましたはそのうち少なくとも関連部分の写しを添付しなければならない (Rule § 1.98)。⁽¹⁵⁾

係る先行技術開示義務、USPTOに対し常に忠実でなければならぬ (Rule § 1.56) とするとするアメリカ特許制度の理念にもとづくものとされる。⁽¹⁶⁾

これに反して、すなわちUSPTOに対する詐欺によって取得された特許権は詐欺の抗弁により、権利行使が否定されるのは当然であるばかりか、侵害の責任を追及される者が3倍の損害賠償請求をする根拠となる (Walker Process事件)。

わが国特許法には係る義務存在せず米国特許法特有のものであるのは勿論であるが、新規技術の開示と引き替えに独占権を付与する特許制度の根幹に触れるアメリカ的なものといえよう。

(9) 特許訴訟

アメリカにおいて、特許に関連する訴訟として①侵害訴訟、②確認訴訟、③無効訴訟、が挙げられる。

侵害訴訟については後に述べるので、ここでは確認訴訟と無効訴訟について概観する。

確認訴訟とは、紛争当事者間で特定の権利、・法律関係の存在または不存在の確認を求める訴えをいう。

特許訴訟としては、特許権の無効および（または）侵害不成立の確認を求める訴と
いう形がとられ、一般には、特許侵害の警告をうけた者が係る特許権は無効であって
侵害にはならないことを確認してもらう訴訟であるとされる。⁽¹⁸⁾

このため、特許権者がこれをなし得るかについては判例の意見が積極説、消極説二分している。

すなわち積極説が、確認訴訟は紛争の予防的解決にあるのであり、これを認める方
がその目的にうことになる、というのに対し、消極説は、特許権者は侵害装置の設
置と操業開始の時に通常の侵害訴訟（後述）を提起すればよく、確認判決により、特
許法上のそれより広い実体権を得るために利用すべきでない、という。⁽¹⁹⁾

なお、わが国においては、無効確認以外は積極的に解される事例であろう。

(10) ミスユース (Misuse)

特許ミスユースとは、特許権の正当でない権利行使をいう。かかる権利行使が認められないのは当然であるが、アメリカではこれをエクイティの抗弁(Equitable defence)として強行不可能にする。

わが国でこれに類する正当でない権利行使としては、独禁法上の「不公正な取引方法（独禁法2条8項）」が典型的例とされ、独禁法で禁止され（19条）、これに違反するときは公正委員会による行政措置が命ぜられ（20条、48条）、民事上の責任及び刑事上の責任が科せられる（25条及び90条、100条）。⁽²⁰⁾

ここで、独禁法100条は、私的独占又は不当な取引制限をした事業者もしくは一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの（89条）、又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際契約をしたもの等（90条）が犯した罪に対し、裁判所は情状により刑の言渡と同時に違法行為に供せられた特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権は取り消されべきとの宣言をすることができる。ただし、この宣言ができるのはこの特許権等が犯人に属している場合に限られる。⁽²¹⁾

3. アメリカにおける特許侵害

アメリカの特許訴訟の概要についてはすでに述べたので、ここではアメリカにおける特許侵害について、もう少し詳しく述べることにする。

特許侵害行為については、特許法271条がこれを特許権の及ぶ範囲、そして特許侵害にかかる構成要件の明確化というかたちで規定している。

(1) 直接侵害

271条(a)項は、いわゆる直接侵害に関する規定であり、この概念はわが国のものとほぼ同様と理解してよさそうである。

特許された物または方法を、製造・使用・販売する行為が権利侵害であり、これの成立に故意などの主観的要件は必要とされない。⁽²²⁾

ここで(a)項のいう直接侵害の要件を確認すれば、①対象となる特許発明の範囲は「特許発明」であり、②適用の地域的範囲は「米国内」であり、③適用期間は「特許期間中」であり、④承諾の有無については「権利者の承諾なしに」であり、⑤侵害行為の態様としては「生産、使用、または販売すること」、となり、上記要件①～⑤がすべて満たされて特許侵害が成立する。⁽²³⁾

個々の要件に若干言及しておきたい。

①特許発明の範囲は、多くの特許侵害事件で争点となるとともに、この範囲に属することが他の要件判断の前提になるものであるため、アメリカでのみならず日本

でも特許侵害判断作業の中核となる。⁽²⁴⁾

ところで、当該要件の判断にあたり、現行アメリカ特許法がとる周辺限定主義と均等論の対立が問題となる。

ここで周辺限定主義(Peripheral limitation)とは、中心限定主義(Central Limitation)に対応するクレーム本質についての概念であり、中心限定主義が発明の中心点を特定する手段と認識するのに対し、周辺限定主義では発明の周辺を特定する手段と認識する。

これより周辺限定主義では、特許権の範囲はクレームの文言への依存を強めこととなり、結果的に特許権に対する抑制機能となる。一方、均等論は、クレームの発明、すなわち文言どおりのものとしての発明と均等である発明もクレームの発明に含まれると認識する説であり、文言どおりとの説からすれば拡張論の一種ということになる。⁽²⁵⁾

したがって、特許権強化を指向する均等論と、これを抑制する周辺限定主義とは相反する理論であり諸々の場面で対立する。同時に、権利者と非権利者の均衡に資している。⁽²⁶⁾

②適用の地域的範囲の「米国内」とは、『合衆国』および『この国』をいい、アメリカ合衆国、その準州、および占領地を意味する（米特100条(c)項）。具体的には、合衆国50州、プエルトリコ、ヴァージン・アイランド、サモアが適用範囲となり、ここでの侵害行為に米国特許の効力が及ぶことになる。⁽²⁷⁾

③特許の効力期間、すなわち侵害が成立する期間は、特許の発行日（米特151条）から有効期間の末日（同154条(a)項2段）の間である。

④権利者の承諾については、当事者間の契約の問題であり、取り立てて言及しない。
(28)

⑤侵害行為の態様としては「生産、使用、または販売すること」であり、それぞれの行為は独立して侵害行為を構成する。

(2) 間接侵害

間接侵害といわれる侵害行為についての規定が、271条(b)項・(c)項である。

(b)項は、積極的に特許の侵害を引き起こさせた者は、侵害者として責任を負わなければならない、とするものであり、侵害の可能性を認識しながら、他人に直接侵害行為を行わせる教唆行為が間接的な特許侵害を構成すること明らかにしたものとされる。

(29)

一方(c)項は、間接侵害のうち帮助侵害の成立について規定する。

すなわち、本項のいう間接侵害の成立要件とは①特許発明に用いられる部品、材料または装置を販売すること、②部品、材料、装置が特許発明の要部に相当すること、③それらが侵害行為のために特に作られたらことを知っていること④それらが他の用途にも使用可能な一般商品でないこと、である。

この要件すべて満たす行為をしたものは、侵害帮助者として責任を負わなければならない。⁽³⁰⁾

4. 特許侵害訴訟の日・米法の比較

ディスカヴァリ(Discovery)

ディスカヴァリとは、主として質問状、証言録取、証拠書類提出要求、自認の要求、よりなるトライアル準備のための情報収集手続をいう。

ディスカヴァリ制度の背景には、陪審制度があるといわれる。⁽³¹⁾

陪審制度は、市民の裁判への参加であり、これを可能ならしめるため集中審理方式がとられる。この結果、審理において大いに反論をすべき事案が不意に発生した場合、充分な反論ができないという不平等な結果を招来させる。このような不意打的、ないしは策略的訴訟を防止し、公平な審理を担保するための制度としてディスカヴァリは確立した。

これより、ディスカヴァリの機能をとして不意打ち防止機能が挙げられるのは勿論であるが、これ以外に証拠収集機能と証言凍結機能が挙げられる。

証拠収集機能とは、訴訟の一方の当事者からの要求を受けた相手方が、自己の支配下にあり、かつ、当該訴訟の争点に関する事実および証拠を示し、証拠について閲覧をさせる義務を負う、との機能を、証言凍結機能とは、短期間での審理の妨げとなる証言の撤回をできないようにする、すなわち証言を凍結してしまう機能をいう。⁽³²⁾

ここでプロテクティブ・オーダー(protective order)についても簡単に触れておく。

プロテクティブ・オーダーは、秘密保護手続きの一つであり、ディスカヴァリに対応する手続きということができる。

ディスカヴァリの目的が単に秘密事項についてのものであり、この申し立てによって相手方を困惑させるだけであるならプロテクト・オーダーによってかかるディスカヴァリは禁止される。

ただ、この両者（ディスカヴァリとプロテクト・オーダー）、いずれか一方に決定されるケースは少なく、通常は情報収集の必要性と秘密保護の必要性（正当な理由を示してプロテクト・オーダーされた場合）との比較衡量によって、中間的な種々の方法が選択される。

かかる中間的方法として連邦民事訴訟規則26条(c)項は、①時間や場所の指定などの特定

の条件をつける、②ディスカヴァリを申し立てた当事者が選んだ手段とは異なる手段によって行われる、③特定の事項をディスカヴァリの対象からはずす、ないしは対象を特定の事項に限定する、④ディスカヴァリに裁判所が指定した者以外の立会いを認めない、⑤証言録取を封印し裁判所の命令がなければ開披させない、⑥営業秘密、その他の研究秘密・開発・商業上の秘密を開示しないこと、ないし指定された方法でしか開示させないこと、⑦特定の文書または情報を同時に封筒に入れて封印し裁判所の指示によってのみ開披させること、などを例示として挙げている。

なお、これらは例示であるので裁判所が別の方法を命じることができる。⁽³³⁾

アメリカ特許侵害訴訟の論点

アメリカにおける特許侵害訴訟と日本におけるそれとは、侵害の有無を争うという点においては同じである。

だが、訴訟制度そのものの違い（たとえばディスカヴァリ、陪審）によるほか、被告が取り得る抗弁の違い、等によって、両国の特許侵害訴訟の様相は多くの点で相違する。

アメリカでの特許侵害訴訟で用いられる抗弁の例として①特許取得過程における不正行為(inequitable conduct)、②特許権の行使に関する不正使用(misuse)等が挙げられる。

これらのわが国侵害訴訟での適用の可否が問題になろうが、権利濫用、公序良俗等の一般条項主張の根拠にすることはできても、直接適用の場合はないと考えられる。

①が抗弁となり得るのは、①による特許は、USPTOに対する反衡平行行為すなわちフロードによって取得されたものである。かかる特許は無効原因有するものであり、これによる権利行使は認められないからである。これをわが国の侵害訴訟にあてはめると、侵害訴訟はあくまでも侵害しているか否かを判断する場であり、無効の判断は無効審判でなされるもの、との原則が適用される。このため、直接適用されないと言わざるを得ない。⁽³⁴⁾

ただ、判例は、新規性および進歩性の明らかな欠如の存否を審理すべきもの認めた事例、全部公知の発明につき、権利濫用として請求を棄却した事例、等のように、わが国における特許侵害訴訟においても被告の特許無効の抗弁を、結果的に認める傾向にある。⁽³⁷⁾

②の場合もまた、抗弁の一である。権利者はミスユースをやめるまで、またはミスユースの結果が除去されるまで、裁判所において特許を主張して救済を受けることができない、からである。

これに類するわが国の制度については、2(10)で述べたので省略する。

なお、アメリカの特許侵害訴訟では特許侵害の有無および特許の有効性が常に争われる問題であるとされ、両者は対で検討されるべきことがらである。

また、特許侵害訴訟では、当該特許の有効性が問題となる場合が少なくない。これにつ

いてアメリカでは、特許の有効性の判断も一審裁判所が行う。一方、わが国では、既述のように、この判断は特許庁の審判で行うこととされている。このため、より的確な専門技術的判断が期待できる反面、審判の係属中は訴訟が中断されることになり、迅速な解決が望めないと指摘がある。⁽⁴⁰⁾

5. むすびにかえて

特許侵害訴訟におけるアメリカ法と日本法との比較で問題になることは多く、論点を適切に絞ることは困難である。

かような状況下、①ディスカヴァリ、②陪審制度、そして ③懲罰的賠償も含む損害賠償は、特許侵害訴訟のいたる所で登場し、どれもが、アメリカにおける特許侵害訴訟を象徴するものである。

このうち、①ディスカヴァリは、わが国にあって直接アメリカ法の適用を受ける可能性がある。そこで、これについて簡単に触れ結びにかえたい。

ディスカヴァリは、その対象が日本の私人若しくは法人、又は日本に存在するものについて、適當な通知を発することにより規則に規定されている方法全てを、これによつてすることができるが、日本においてディポジション（証人の証言の録取手続）を行う場合は領事条約に基づいてなされるのが通例とされる。

ところで、ディスカヴァリは本来当事者の合意に基づいて実施されるものである。そのため、前述の手続によらない、当事者だけで、領事館外で実施された場合の効力が問題となるが、不適法と解するのが妥当であろう。ディスカヴァリが極度に肥大化し、可能な限り関連する証拠をこれによって収集しようとする傾向が問題視されており、ひいては対抗立法にまで至っている実状を考慮すべきだからである。

最初に述べたように、特許法を中心とした知的財産権法は、概ねハーモナイズされた。

だが、侵害訴訟は、関連諸法、および手続法等の違いによって相當に異なったものとなっている。

今日のわが国経済は、アメリカとの関係ぬきに考えることは困難であり、アメリカ法の研究は、単に比較法的意義にとどまらず、経済摩擦、特許摩擦緩和のためにも、必要である。

まずもって、今回言及できなかった陪審制度、そして懲罰的賠償を含む米国特有の損害賠償制度からと考えている。

- (1) 安形雄三訳「入門アメリカ知的財産」40頁
- (2) 鹿又弘子訳「米国知的財産権入門」30頁
- (3) 安形前掲 18頁
- (4) 安形前掲 18頁
- (6) 吉藤幸朔「特許法概説」17頁
- (7) 鹿又前掲 31頁
- (8) 吉藤前掲 18頁
- (9) ヘンリー幸田「米国特許法逐条解説」41頁
- (10) ヘンリー幸田前掲 74頁
- (11) 「Wende v.Horine.191 F.620,1911」は、発明者が特許を受ける権利を他人に譲渡したとしても、出願は、発明者の名に置いて行われなければならないと判示する。
- (12) ヘンリー幸田前掲 289頁
- (13) 川口博也「アメリカ特許法概説」257頁
- (14) 川口前掲 161頁

そのため、アメリカ特許法への接触は、今日の我が国特許法概観することとする。
- (15) 朝日奈宗太「外国特許制度概説」475頁

それゆえ、今日のわが国特許法は少なからずはたくさんあろう。
- (16) 朝比奈前掲 471頁
- (17) 川口前掲 116頁
- (18) 朝比奈前掲 486頁
- (19) 川口前掲117頁～118頁は積極説として[Automatic Systems,Inc. v.Intel Corp.,209 USPQ573,574-75 (D.C.,S.D.Ia.1980)]を、消極説とし[Ecodyne Corp. v. Croll-Reynolds Engineering Co.,Inc.,206 USPQ 601,603 (D.C.,Conn.1979) を挙げる。
- (20) 吉藤前掲 545頁
- (21) 吉藤前掲 561頁
- (22) 川口前掲 63頁
- (23) ヘンリー幸田前掲 253頁
- (24) ヘンリー幸田前掲 253頁
- (25) 吉藤前掲 512頁
- (26) ヘンリー幸田前掲 252頁
- (28) ヘンリー幸田前掲 254頁 なお、同氏は默示の許諾の場合も例示されている。
- (29) ヘンリー幸田前掲 254頁
- (30) 朝比奈前掲 485頁

- (31) 朝比奈前掲 489頁
- (32) 朝比奈前掲 490頁
- (33) 小林秀之「日米知的財産訴訟」41頁
- (34) 東京地判平成2年11月28日
- (35) 大阪高判平成6年2月25日
- (36) 名古屋地判平成3年7月31日
- (37) 増井・田村「特許判例ガイド」158頁
- (38) 朝比奈前掲 592頁
- (39) 尾崎英男、小林前掲 67頁
- (40) 植松敏、小林前掲 7頁
- (41) 森田耕司「知的財産権法・民商法論叢」365頁
- (42) 小林前掲 47頁 なお、強制的に証言を取得するための嘱託書に基づくものある。

